

○ 3 の(2)に該当する「労働契約期間満了による離職」のケース

- ・平成〇年10月1日に雇用され、契約期間が1年の労働契約を6回更新しており、契約継続を事業主に申し入れたが、契約更新されなかつたため離職。
- ・平成〇年6月1日に雇用され、契約期間が6か月の労働契約を8回更新してきたが、事業主は契約更新を希望したものので、自分が退職を希望し離職。
- ・平成〇年11月1日に、労働契約期間の更新ありとの明示がなされた上で、8か月の期間雇用者として雇用されたが、会社業績の悪化により、当初契約期間の満了により雇止めされたため離職。
- ・平成〇年7月1日に雇用され、2か月の労働契約を3回更新しており、自分は次回の更新も希望していたが、事業主からは更新の希望の有無も確認されないまま雇止めされたため離職。

○ 4 の(1)に該当する「解雇に伴う離職」のケース

- ・平成〇年10月2日人員整理のため解雇したため（解雇予告日平成〇年9月1日）。

○ 4 の(3)に該当する「希望退職制度への応募に伴う離職」のケース

- ・経営悪化に伴う人員整理の一環としての希望退職制度（平成〇年9月に事業主より提示され、募集期間は3週間）があり、これに応じて離職。

○ 5 の(1)の①に該当する「賃金低下に伴い離職」のケース

- ・業績悪化に伴い平成〇年9月から基本給が40万円から30万円に低下したため離職。

○ 5 の(1)の④に該当する「職種転換等に伴い離職」のケース

- ・入社以来、15年間N C 旋盤工として働いてきたが、事業主より経理事務を行う部署に変更を命じられ、教育訓練も行われず、対応できなかつたため離職。

○ 5 の(1)の⑤に該当する「事業所が通勤困難な場所へ移転したことに伴う離職」のケース

- ・事業所が〇〇市から〇〇市に移転し、労働者の住所である〇〇市からの片道の通勤時間が〇時間となり、通勤困難となつたため離職。

○ 5 の(2)の「労働者の個人的な事情による離職」のうち「職務に耐えられない体調不良に伴う離職」のケース

- ・〇〇病と平成〇年〇月〇日に診断され、職務に耐えられず離職。

○ 5 の(2)の「労働者の個人的な事情による離職」のうち「転居により通勤困難となったことに伴い離職」のケース

- ・住居が〇〇市から〇〇市に移転し、事業所の所在地である〇〇市からの片道の通勤時間が〇時間となり、通勤困難となつたため離職。

### 注意

- ☆ 偽りその他不正の行為で失業等給付を受けたり、又は受けようとした場合には、以後これらの失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還・納付（3倍返し）を命ぜられ、また、詐欺罪等で処罰されることがあります。離職票の離職理由について虚偽の申告を行うことも不正行為となりますのでご注意下さい。
- ☆ 事業主の方が離職理由について虚偽の記載を行った場合、偽りその他不正の行為をしたものとして、そのような虚偽の離職理由に基づき不正に受給した者と連帶して不正受給金の返還・納付命令（3倍返し）の対象となるとともに、詐欺罪等として刑罰に処せられる場合があります。
- ☆・1人以上の被保険者を事業主都合により解雇（勧奨退職、解雇予告を含む。）させた事業主
  - ・事業所の被保険者の一定割合以上の特定受給資格者（一部のものを除く。）を発生させた事業主のいずれかには、雇入れ関係助成金が支給されないこととなります。

## 厚生労働省・都道府県労働局・公共職業安定所（ハローワーク）

詳しくは、都道府県労働局又はお近くの公共職業安定所（ハローワーク）又は地方運輸局にお問い合わせ下さい。